

「受託事業に係る労務費の不適切計上事案に関する原因究明・再発防止策検討委員会」  
の設置について

令和元年6月20日  
(一財) エネルギー総合工学研究所

当研究所は、令和元年5月23日に公表しました「経済産業省等からの受託事業に係る労務費の精査の実施について」に関し、対象となる受託事業の精査作業を継続して実施するとともに、労務費の不適切計上事案（以下「本事案」といいます。）に関する原因の究明と再発防止策の検討を客観性・独立性を有する第三者の立場から行うため、下記のとおり、「受託事業に係る労務費の不適切計上事案に関する原因究明・再発防止策検討委員会」（以下「本委員会」といいます。）を設置いたします。

記

1. 本委員会の目的

受託事業に係る労務費の不適切計上等に関し、原因究明と再発防止策の検討を行い当研究所に報告する。当研究所による上記精査作業において、研究員のスケジューラーの一部に従事態と異なる記録が存在することが確認されたため、本委員会は、その理由や労務費の不適切計上との関連性等についても併せて検証し、当研究所に報告する。

2. 本委員会の構成

本委員会は、以下の3名によって構成される。

委員長 埜 尚義 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）  
委員 金子 祥三 東京大学生産技術研究所 研究顧問  
委員 丸山 琢永 公認会計士（PwC ビジネスアシュアランス合同会社）

上記委員長・委員は、いずれも当研究所との利害関係を有しない。

3. 予定

本日、本委員会を設置する。今後、本委員会は、資料の精査や関係者のヒアリング等を行った上で、本事案に関する原因究明と再発防止策の検討を行い、その結果を取り纏める。

4. その他

- ・本委員会の報告書を公表する。
- ・報告書を踏まえ、当研究所は今後の取組みを策定し関係機関等へ報告する。

以上